平成２２年（フ）第８８号
福岡市南区桧原５丁目６番12号
破産者　有限会社小松工務店
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８１３号
水戸市酒門町3176番地の１
破産者　株式会社アイユー技建
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３１６号
栃木県鹿沼市千渡1675番地30
破産者　本田　勝弘
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３１７号
栃木県鹿沼市千渡1675番地30
破産者　本田　浩子
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第５２５号
金沢市広岡２丁目10番25号　バニヤンツリー307号
破産者　岡本　喜宏
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１７４号
長野県佐久市岩村田1687番地　フォーレス砂田Ａ―101
破産者　一場　　孝
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第８０１号
大阪府吹田市豊津町２番１号
破産者　株式会社サンク
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０３号
岡山市北区青江４丁目13番10号
破産者　青井　一郎
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１９４号
広島市西区天満町６番12号
破産者　ミドリエクステリア有限会社
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６７号
横浜市中区山下町74番地１
破産者　アイエスディジャパン株式会社
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０７号
横浜市磯子区中原１丁目２番36号
破産者　有限会社デバイスリンク
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８０号
富山市婦中町速星608番地
破産者　速進工業有限会社
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４５号
岐阜市須賀４丁目14番１―101号
破産者　有限会社アクセス
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第４１３号
愛知県豊橋市芦原町字嵩山地12番地２
破産者　株式会社ウィナーズ
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第９６号
滋賀県彦根市高宮町2055番地１
破産者　有限会社零
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第６９６号
和歌山県有田市初島町里938番地の１
破産者　蓬莱商事株式会社
1　決定年月日　平成22年７月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

破産手続終結

平成２１年（フ）第１６号
岩手県釜石市大町３丁目９番３号
破産者　株式会社小澤工業
1　決定年月日　平成22年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所遠野支部

平成２１年（フ）第２６３１号
愛知県豊明市三崎町丸ノ内４番地14　吉野荘南２Ｆ号、開始決定時の住所愛知県愛知郡東郷町大字春木字白土１番地333
破産者　早川　照男
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第４１９号
兵庫県姫路市南車崎２丁目６番13号
破産者　アリスコ株式会社
1　決定年月日　平成22年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４８１号
栃木県下都賀郡壬生町大字藤井1620番地
破産者　株式会社ミブ
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第８４５号
栃木県下都賀郡壬生町大字藤井1854番地６
破産者　小谷野　博
1　決定年月日　平成22年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係